

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例（昭和55年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 病院等 次に掲げる施設等をいう。</p> <p>ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号から<u>第5号</u>まで若しくは第3項第4号から第6号までに掲げる事業を営む施設で、知事が指定するもの</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 病院等 次に掲げる施設等をいう。</p> <p>ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号から<u>第4号</u>まで若しくは第3項第4号から第6号までに掲げる事業を営む施設で、知事が指定するもの</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。